

スクール・ハラスメントの具体的な言動例

地域や時代によって異なりますが、現在の学校現場においては、一般的に次のような言動がスクール・ハラスメントに該当するものと考えられています。日頃から、生徒や部員、教育実習生、教職員等に対して、こうした言動を行わないように、また、心に抱くことのないように、心がけておく必要があります。以下に提示されていない行為だからといって、ハラスメントに該当しないということではありません。特に、モラル・ハラスメントについては、「教育指導の一環」との誤った認識があった場合、相手を貶めたり精神的苦痛を与えていたりしていることを当事者自身が気付けないことがありますので、常に自省の念を持ったり他者のアドバイスに傾聴したりする姿勢が大切です。

なお、この言動例は、スクール・ハラスメントの該当を判断するものではなく、本校職員がスクール・ハラスメントに対する共通認識を持つためのものであることを申し添えます。

1 セクシュアル・ハラスメント

(1) 性的な言動

(発言関係)

- ・スリーサイズを聞くなど、体型や容姿などの身体的特徴を話題にすること。
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象にしたりすること。
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」「もう更年期か」などを言うこと。など

(行動関係)

- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。
- ・学内のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示すること。
- ・身体を執拗に眺め回すこと。
- ・メールや電話で執拗にコンタクトをとること。
- ・メールをしつこく送ったり、食事やデートにしつこく誘ったりすること。
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容のメール等を送ったりすること。
- ・身体に不必要に接触すること。
- ・不必要な個人指導を行うこと。
- ・単位の認定、進級、卒業、進路の決定等に関わる立場を利用して性的誘いをかけること。
- ・人事権または職務命令の行使に関連して、又は利益・不利益を条件として性的働きかけをすること。
- ・性的な関係を強要すること。
- ・出張先等で不必要に自室に呼ぶこと。
- ・自宅までの送迎を強要すること。
- ・性的な価値観を押し付けること。
- ・個人の性に関する風評を流すこと。
- ・住居等まで付け回すこと。など

(2) 性的役割分担意識に基づく差別的な言動

- ・服装や振る舞いにおいて、性的な魅力を求めること。
- ・「女性は・・・」、「男のくせに・・・」など性別に関するステレオタイプの発言をすること。
- ・飲み会の席などでお酌をすることや、カラオケでデュエットをすることを強要すること。

- ・研究・学習や仕事の指導において、つねに女性より男性を(もしくは男性より女性を)優先すること。
- ・「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること。
- ・「なんで結婚しないの」「早く子ども産まないよ」などと執拗にプライベートに干渉すること。など

(3) SOGI(性的指向・性自認)に基づく言動

- ・同性愛やトランスジェンダーなどの性的指向・性自認に対して、差別的な表現を使うことや侮辱的な言動を行うこと。
- ・同性愛やトランスジェンダーなどの性的指向・性自認であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向などにおいて劣っているとか、あるいは望ましくないものと決めつけること。
- ・性的指向・性自認をあげつらったり、からかったりすること。
- ・同性・異性を問わず、性的指向や性自認に関する性的な言動を強要したり、同調を求めたりすること。
- ・個人の性自認・性的指向などを本人の許可なく他人に暴露したり、広めたりすること(いわゆる「アウトティング」)。など

2 アカデミック・ハラスメント

(1) 修学・就学・教育上の権利の侵害

- ・特定の生徒や教育実習生に対してだけ、研究・学習指導をしない、もしくは、過度に厳しく指導する。
- ・生徒や教育実習生の研究・個別指導をする際、理不尽な指示を繰り返すこと。
- ・課外活動や授業などの際に人前で罵倒したり、「君はいくら言ってもダメだね」、「無能だ」など、人格を否定したりするような発言をすること。
- ・正当な理由なく、教育的指導を拒否し、修学に支障をきたすほど指導を行わないこと。
- ・指導の際に、怒鳴りつけたり物を叩いたりするなどの威圧的な言動を繰り返すこと。
- ・常識的に不可能な課題達成を強要すること。
- ・正当な理由があるにも関わらず、提出期限を過ぎた提出物を受け取らなかったり、評価に反映させなかったりすること。
- ・学習集団の能力・適性に応じた評価規準を設定することなく、指導に対する学習成果が不十分として生徒や教育実習生に対して不当な評価を行うこと。など

(2) 進路(進級・卒業、進学・就職)の妨害

- ・正当な理由なく単位を与えないこと。
- ・生徒の卒業、教育実習生等の就職の妨害をすること。
- ・「自分に従わなければ進級・卒業させない」などと脅して、不当な要求をすること。
- ・本人の意思を無視して退学・休学を強要すること。
- ・進級・卒業や進学・就職に関して、不当な扱いをすること。
- ・個人的な感情から、各種申請に必要な推薦書等を書かないこと。
- ・選択科目の変更を希望した際に、それが正当な理由によるものであり、制度上可能であるにもかかわらず、許可しないこと。
- ・専願や第一希望を条件とする大学推薦試験等を受験する際に、受験先が他学への出願や受験を認めているにも関わらず、許可しないこと。など

(3) その他

- ・生徒や教育実習生・同僚に対して、根拠のない一方的な思いこみに基づく発言や指示、行動をとること。

・指導の一環として、教育実習生に酒を無理強いしたり、無理に宴席へ誘ったりすること。など

3 パワー・ハラスメント

(1)身体的な攻撃(暴行・傷害)

- ・殴打、足蹴りを行うこと。
- ・相手に物を投げつけること。など

(2)精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)

- ・人格を否定するような言動を行うこと。
- ・修学や就労の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。
- ・相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を相手を含む複数の関係者宛てに送信すること。
- ・他者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。など

(3)人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)

- ・自身の意に沿わない者に対して、修学や就労の機会を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、参加させなかったりすること。
- ・一人の者に対して同僚が集団で無視をし、組織で孤立させること。など

(4)過大な要求(明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、修学や就労の妨害)

- ・長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での修学・就労に直接関係のない作業を命ずること。
- ・生徒や教育実習生、新採用者等に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの取組目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責すること。
- ・修学や就労の業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。など

(5)過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)

- ・気にいらぬ生徒や教育実習生、同僚等に対して嫌がらせのために学習や実習、労働の機会を与えないこと。
- ・誰でも遂行可能な学習や労働しか行わせないこと。など

(6)個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

- ・性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他者に暴露すること。
- ・校外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。など

(7)その他

- ・部活動や委員会活動等において、それまでの慣習や伝統などを理由として、本人の望まない理不尽な行為を強要すること。
- ・個人に対する極端な批判・中傷・脅しのような内容を含むメールやSNSメッセージを、執拗に送りつけたり、同時に複数の人に送信したりすること。
- ・インターネットの公開ウェブサイトやSNSなどのウェブ上のコミュニティにおいて、特定の個人の人格を傷つける誹謗中傷を書き込むこと。など

4 モラル・ハラスメント

- ・「大したこと(活動・仕事)をしていないくせに」など、学習や部活動の成果が低い、実習や仕事の内容が低レベルなどの理由で相手を貶めること。
- ・「なんでこんなこともできないの？」など、自分の判断基準を絶対視して、それを超えることができない相手を馬鹿にすること。

- ・「気楽でいいね」など、相手よりも負担の大きい仕事等をしている自分の方が相手よりも価値のある存在だと認識させるための発言をすること。
- ・相手にとって大切な人であるにも関わらず、「ああいう人間にはなりたくない」など、相手の関係者のあり様を否定したり相手の人格を否定したりして貶めること。
- ・「よその学校(部活)を見習え」など、他校等と比較することによって生徒や部員をあげつらい、人格を貶めようとする発言をすること。
- ・「恥ずかしいと思わない？」など、自分の意見としてストレートに伝えるのではなく、相手に判断を委ねるような言い方をして、相手の取組の出来栄などを貶めること。
- ・正当な発言をしたにも関わらず、「偉そうな口を利くな」など、相手を見下して自分の威厳を保とう、示そうと発言すること。
- ・些細なミスや平均的な出来に対し、「使えない」、「無能」などの表現を使って本人の能力全てを否定し、侮辱すること。
- ・些細なミスに対して、「目がついているのか」「耳がついているのか」などの身体的な欠陥を思わせる表現をすることで、相手の能力を貶めたり、障がいのある方々の人格を貶めたりすること。
- ・課題解決に相手の負担が大きいことを理解していながら、「自分で考えろ」「考えればわかるだろ」などの言い回しを使って指導をせずに突き放したり追い詰めたりすること。
- ・ミスをした相手に対して、「こいつの真似はするな」など、きちんと指導することなく、周囲にミスを吹聴して晒し上げ、さらに反面教師扱いして相手を貶めること。
- ・嫌がる相手にプライベートな内容を執拗に聞き出したり、聞き出した内容について笑いものにしたり、侮辱したりすること。
- ・相手のミスを指摘や指導するのではなく、「イライラさせるな」など、自分の気分が害されたことを八つ当たりする発言をすること。
- ・要望や苦情を受けたにも関わらず、「嫌ならやめれば」など、全く解決する気がなく相手を排除しようとしたり面倒ごとを封じ込めようとしたりすること。
- ・相手の能力を決めつけ、取組のミスや遅れなどを引き合いに出して、「期待して損した」「その程度か」「誰でもできる」など、相手の能力を貶めること。 など

5 マタニティ・ハラスメント

- ・産前休業の取得を上司に相談したところ、「休むならやめてほしい」など、解雇を示唆すること。
- ・通勤の負担緩和のため時差出勤を申し出たところ、同僚から「自分なら時間通りに出勤する。あなたもそうすべき。」と繰り返し言われ制度の利用をあきらめざるを得ない状況にすること。
- ・妊娠したことを同僚に伝えたら、「自分なら今の時期に妊娠しないし、あなたも妊娠すべきでなかった。」と繰り返し言われ、就業する上で看過できない程度の支障が生じていること。 など

6 その他のハラスメント

ここに列挙した以外にも、国籍、民族、人種、宗教、心身の障がい及び傷病等の個人的な属性を理由に、修学・就労上の不利益を与えたり、差別的発言をしたりすることで修学・就労環境を害することもスクール・ハラスメントに該当します。

(令和5年9月 15 日作成)